

令和3年6月定例会 警察危機管理防災委員会（急施議案）の概要

日時 令和3年6月18日（金） 開会 午後 4時40分
閉会 午後 4時58分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、東間亜由子委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、

内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、

金子亮化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第102号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

高橋委員

- 1 措置区域内の飲食店について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく命令を何店舗に対して行ったか。また、今後の見込みはどのくらいか。
- 2 命令までの一連の流れは抑止力となり得ているのか。
- 3 期間が長引いてくると、緊張感が薄れ、営業したくなる店舗が増えてくると予想されるが、それに対する対策や工夫は考えているか。

危機管理課長

- 1 命令を出している店舗であるが、本日5店舗に命令を発出し、合計8店舗である。今後は、命令を出している店舗については、命令を出した日以降、毎日、危機管理防災部の職員が夜に現地で外観調査により時間短縮に応じているか確認している。まん延防止等重点措置について、さいたま市、川口市は7月11日まで期間延長となったが、それ以外の地域は6月20日で終了する。さいたま市、川口市以外にある6店舗については、6月20日までで期間が終了するので、そこまで命令に応じていただけない場合は、6月21日以降に裁判所に対して過料の手続きを行っていく。さいたま市の2店舗については、7月11日まで期間が延長となったので、その期間まで毎日、命令に応じていただいているか現地で確認し、7月11日までに応じていただけない場合は、期間終了後に裁判所に対して過料の手続きを行っていく。
- 2 営業時間短縮要請協力状況調査により、措置区域内と措置区域外の協力率を、命を守る取組に御協力いただいている飲食店としてホームページに公開している。調査地域によって異なるが、約95%の店舗に協力いただいている。残り数%の御協力いただけない店舗については、やはりどうしても御協力いただけないということで手続きを行っているところであるが、一つの抑止力になると考えている。
- 3 まん延防止等重点措置期間が4月20日から始まっているので、6月20日までで2か月、7月11日までとなると3週間延びることになる。そういった状況も踏まえて、6月21日からは彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）を取得した店舗に対しては、酒類の提供について一部緩和することとした。

高橋委員

命令を出したのは8店舗とのことだが、今後、増える見込みはあるのか。

危機管理課長

現時点では、命令の8店舗を除いて、12店舗に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき要請をしている。その12店舗については、御協力いただければ、その時点で手続きは終わる。6月21日以降、さいたま市、川口市にある店舗で要請に御協力いただけない店舗については、次の命令への手続きを進めていく。また、6月21日から7月11日までの間、さいたま市と川口市にある店舗については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、要請や命令ができるので、御協力いただけない店舗については、引き続き、要請の手続きを順次行っていく。

高木委員

調査期間はほぼ同じだが、今回の補正予算の要求額は前回の補正予算に比べ、およそ倍額となっている。この理由は何か。

危機管理課長

調査期間だが、前回よりも日数は1日多く、21日間の予定である。また、6月21日からはまん延防止等重点措置区域が15市町からさいたま市、川口市の2市になる。措置区域外になる13市町は、今まで時短要請は20時までであったため、20時30分から21時30分に調査を行っていた。21日以降はこの13市町が措置区域外となり、時短要請が21時までとなるため、調査時間が21時30分から22時30分となり、1時間遅くなる。時間が遅くなると人件費の単価が上がるため、調査員の人件費、特に調査時間が1時間遅くなる分が上がったことで、要求額が増えている。

高木委員

人件費の単価が上がるという説明であったが、具体的な単価は幾らか。

危機管理課長

具体的に、人件費幾らという単価では把握していない。前回、認めていただいた補正予算額は20日分で379万6千円、1日当たりの単価とすれば約18万9千円になる。今回は21日分で599万3千円、1日当たり約28万5千円となり、前回と比べるとおよそ1.5倍の単価となっている。単価が上がった部分については、調査員の人件費の増額分になっている。今回は、複数者から見積をいただいているが、いずれも時間が遅くなる分で人件費の単価が上がるという結果だった。

高木委員

今回の要求額は、複数者から見積りをもらって、安価な業者の見積書から要求額を決めているということか。

危機管理課長

過去に危機管理防災部で業務を委託した2者に見積りを依頼して、その平均の額を今回の要求額としている。

高木委員

業者の募集について、この予算額を提示した上で業者の募集を行うのか。それとも、提示した予算額より安価となった場合に返金するというような形となるのか。

危機管理課長

調査期間を6月21日から7月11日とし、1日当たり約10名で調査を行い、1名が約100店舗を確認して、合計1,000店舗程度を見回するという仕様で、複数者から見積書を提出いただき、その中から一番安価な業者を選定するというを考えている。

【付託議案に対する討論】

なし
